

前渡地区木曾川周辺整備事業
公募設置等指針

令和4年9月

各務原市

目 次

用語の定義	1
1. 事業の概要	3
(1) 事業の目的	3
(2) 整備方針	3
(3) 新設公園の概要	4
(4) 費用負担及び役割分担	6
(5) 事業範囲	6
(6) 事業の流れ	7
(7) その他	8
2. 公募対象公園施設等の設置等に係る事項	9
(1) 公募対象公園施設の種類	9
(2) 公募対象公園施設の場所	10
(3) 設置又は管理の開始の時期	10
(4) 公募対象公園施設の使用料等の額の最低額	11
(5) 特定公園施設の建設に関する事項	11
(6) 利便増進施設の設置に関する事項	13
(7) 本市による基盤整備	13
(8) 都市公園の環境の維持及び向上措置	14
(9) 計画の認定の有効期間	14
3. 公募の実施に関する事項等	15
(1) 公募への参加資格	15
(2) 提供資料	16
(3) 事業破綻時の措置	16
(4) 都市開発資金の貸し付けに関する事項	16
4. 公募の手続きに関する事項等	17
(1) 日程	17
(2) 応募手続き	17
5. 公募設置等計画の書類	19
(1) 応募書類	19
(2) 公募設置等計画関係書類	19
(3) 応募書類及び公募設置等計画等作成の注意事項	21
(4) 事務局	21
(5) 受付時間	21
(6) 審査方法等	21
(7) 公募設置等予定者等の決定	23

(8) 公募設置等計画の認定	24
(9) 契約の締結等	24
(10) 法規制等	24

用語の定義

<p>P-PFI</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。 <p style="text-align: center;">＜P-PFI のイメージ＞</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="background-color: #e0f0ff;">カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</td> <td style="background-color: #ffe0ff;">広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">従前</td> <td style="background-color: #e0f0ff;">民間資金</td> <td style="background-color: #ffe0ff;">公的資金</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f0ff;">新制度</td> <td style="background-color: #e0f0ff;">民間資金</td> <td style="background-color: #e0f0ff;">収益を充当 公的資金</td> </tr> </table>		カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)	従前	民間資金	公的資金	新制度	民間資金	収益を充当 公的資金
	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)								
従前	民間資金	公的資金								
新制度	民間資金	収益を充当 公的資金								
<p>公募対象公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 <p>例：カフェ、レストラン、売店、屋内子ども遊び場、等</p>									
<p>特定公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。 									
<p>利便増進施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFIにより選定された者が占用物件として設置できる駐輪場、地域における催しに関する情報を提供するための屋外広告物。 									

公募設置等指針	<ul style="list-style-type: none"> ・ P-PFI の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、P-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
設置等予定者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
認定計画提出者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

本計画地は、かねてから河川敷の有効活用が望まれており、平成 26 年度には、多様なレクリエーション活動や、木曽川河川敷の自然体験ができる施設整備など、幅広い世代の方が気軽に利用できる場所を創出することを基本方針とした基本計画を策定しました。

一方で、近年では、各務原市総合運動公園の整備（陸上競技場、サッカー場、野球場、キャンプ場等）や岐阜かかみがはら航空宇宙博物館のリニューアルオープン、また各務原大橋からこの堤防敷までを結ぶサイクリングロードも令和 4 年 6 月に完成し、周辺施設の充実が図られるとともに、この地区に賑わいが創出されはじめてきました。

さらには、都市公園法改正で創設された Park-PFI 制度による民間事業者の公園施設の運営への参入事例や、かわまちづくり事業によって河川区域において民間活力を活かしたかわまちづくりの事例が活況化してきている事など社会状況の変化を踏まえ、令和 2 年度に基本計画の見直しを行い、スポーツ機能は各務原市総合運動公園に集約し、民間活力を導入した、サイクリングロードの拠点となる公園整備を進めていくこととなりました。

本事業は、令和 6 年 12 月にオープン予定の新規公園に係る、カフェ、サイクルショップ等の収益施設整備や、トイレ、休憩室等の特定公園施設整備と、整備後の施設の管理、運営について、公募設置管理制度（Park-PFI）により、民間のノウハウやアイデアを活用して行うことを目的とします。

(2) 整備方針

令和 2 年度に策定した基本計画において、土地利用検討区域も含め本計画地のテーマを定めました。このテーマに基づき事業対象範囲の整備方針を定めました。

【テーマ】

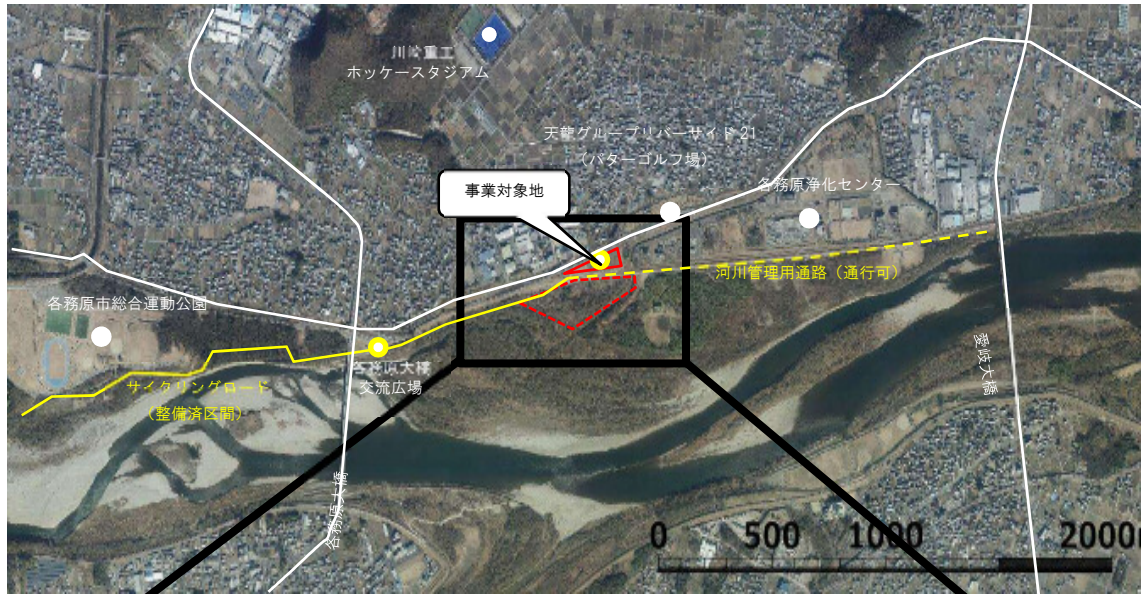
木曽川の自然を体感でき、サイクリングや多様な催しを通じ、地域を超えた人々の交流が生まれる河川敷

【整備方針】

- ① 地域や周辺施設（リバーサイド 21 や各務原浄化センター）との連携を図り、前渡地区の活性化につながる公園整備
- ② 近隣市町との連携を図り、木曽川サイクリングロードの拠点となる公園整備
- ③ 憩い・遊び・交流の場として、賑わいや魅力のある公園整備

(3) 新設公園の概要

項目	内容
所在地	各務原市前渡西町、下切町地内（河川区域）
公園種別	近隣公園（土地利用検討区域も含んだ場合地区公園）
都市計画公園	令和5年1月頃都市計画決定予定
都市公園	令和5年11月供用開始予定
面積	全体公園面積 1.95ha、事業対象面積 1.85ha
都市計画	市街化調整区域
土地所有者	国
防火設備	建築基準法第22条区域
緑化基準	緑化面積10%以上、接道緑化率50%以上（各務原市緑の条例、各務原市緑化に関する指導要綱）
河川区域	<p>本計画地は河川区域内に位置するため、河川占用許可を受けてからの着工となります。公園のオープン後、本事業が地域の活性化に寄与されているか効果検証したのち、都市・地域再生等利用区域の指定を令和7年度中に受ける予定です。そのため、令和4年7月5日に「前渡地区木曾川河川区域利用調整協議会」を設立し、地域との合意形成を進めています。事業者の選定後、協議会など地域と利活用を話し合う場に参加していただきます。</p> <p>また河川の定規断面内には構造物が設置できません。十分確認した上で配置等を計画してください。</p>
建蔽率	12%（Park-PFI制度の特例による）
高さ制限	10m（各務原市都市景観条例・航空法）
交通	敷地北側：主要地方道芋島鵜沼線 敷地南側：河川管理用通路
備考	都市計画法規則第60条に基づく適合証明が必要となります。 本計画地南側高水敷（土地利用検討区域）については、本公園供用開始後に土地利用の検討を予定する区域です。



【位置図】

(4) 費用負担及び役割分担

事業者は、公募対象公園施設、特定公園施設を含めた事業区域全体の基本構想となる公募設置等計画を作成し、全体としての整備の方向性を提案してください。

費用負担及び役割分担

		公募対象公園施設 (必須)	特定公園施設 (必須)	利便増進施設 (任意)
		便益施設等	園路広場等	屋外広告物等
整備	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者と本市	認定計画提出者
	本市と認定計画提出者の関係	認定計画提出者が設置許可を受けて整備	特定公園施設譲渡契約により本市へ譲渡	認定計画提出者が都市公園占有許可を受けて整備
管理運営	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者と本市	認定計画提出者
	財産管理	認定計画提出者	本市	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者と本市	認定計画提出者
	本市と認定計画提出者の関係	認定計画提出者が設置許可を受けて管理運営	提案を受けた範囲を認定計画提出者が管理許可を受けて管理運営し、残り範囲を本市が管理運営	認定計画提出者が都市公園占有許可を受けて管理

(5) 事業範囲

事業者には、以下の業務を行っていただきます。

- ①公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- ②特定公園施設の設計業務
- ③特定公園施設の建設業務
- ④特定公園施設の譲渡業務（本市への引き渡し）
- ⑤特定公園施設の管理運営業務
- ⑥利便増進施設（必要とする場合）の設置及び管理運営業務

(6) 事業の流れ

①公募設置等予定者の選定

本市は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、公募設置等予定者を選定します。

②公募設置等計画の認定

本市は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、本市は、当該認定をした日、認定の有効期間を公示します。

公募設置等計画の認定後、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

③基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、本市との間で、協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

④特定公園施設建設譲渡契約の締結

公園管理者（本市）と認定計画提出者間で、特定公園施設の譲渡に関する契約を締結します。

⑤公募対象公園施設の設置、管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第 5 条に基づく設置許可により、公募対象公園施設の整備、維持管理及び運営を行っていただきます。なお、工事期間中の公園施設設置許可使用料は免除とします。

⑥特定公園施設の設計・建設、本市への譲渡

特定公園施設に係る設計及び建設は、一旦、認定計画提出者の負担において実施していただき、整備完了後、本市が費用を負担し当該特定公園施設の譲渡を受けます。

工事の完了期限については、令和 6 年 11 月末とします。

⑦特定公園施設の管理運営

全ての特定公園施設の引き渡しを終了した時点において、都市公園法第 5 条に基づく管理許可により、認定計画提出者に特定公園施設の管理（改修、修繕を除く）及び運営を行っていただきます。

管理及び運営を行っていただく範囲については提案いただくものとします。なお、提案いただいた範囲内の公園施設管理許可使用料については免除とします。ただし、特定公園施設の建築物は、原則、管理（改修、修繕を除く）及び運営を行っていただきます。

⑧利便増進施設の設置、管理運営（認定計画提出者の任意）

認定計画提出者が認定計画に基づき設置する利便増進施設は、都市公園法第 6 条に基づく占用許可により設置し、認定計画に基づき管理運営を行っていただきます。

(7) その他

① 認定計画提出者が行うイベント

認定計画提出者は、地域の活性化に寄与できるようなイベント等を年に12回以上自ら企画・実施してください。認定計画提出者が管理及び運営を行っていただく公園範囲内において各務原市都市公園条例第3条第1項に記載する行為を行う場合については、同条例第9条第1項で定める公園使用料等を免除します。但し、イベントの実施にあたっては、事前に本市へ報告することとし、内容によっては、イベント内容を修正していただく又は実施できない場合があります。

なお、管理及び運営を行っていただく公園範囲外における各務原市都市公園条例第3条第1項に記載する行為の許可については、本市でその内容を審査し、許可の可否を決定します。許可した場合、本市は同条例第9条第1項で定める公園使用料等を徴収するものとします。

② 認定計画提出者以外が行うイベント

認定計画提出者以外の者が行う各務原市都市公園条例第3条第1項に記載する行為を行いたいと申し出があった場合は、本市はその内容を審査し、認定計画提出者と協議のうえ、許可の可否を決定します。許可した場合、本市は同条例第9条第1項で定める公園使用料等を許可者（認定計画提出者以外の者）より徴収するものとします。

③ 地域や周辺施設との連携

認定計画提出者は地元の方々など地域や周辺施設と連携し、持続可能な管理運営やイベント等の企画・実施するような提案を期待します。

2. 公募対象公園施設等の設置等に係る事項

(1) 公募対象公園施設の種類

公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園施行規則第3条の3に規定されている便益施設等であって、当該施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることが認められるものとし、公園施設に該当しない施設は認めません。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定する接待飲食等営業に該当するものについても認めません。

本市ではカフェ、レストラン、売店、サイクルショップ、シャワー室などを想定しておりますが、市の想定にとらわれことなく、民間の自由な発想による新たな施設を提案して頂くことも可能です。

①整備に関する条件

(ア) 公募対象公園施設のデザインや配置計画は、木曽川の河川空間で整備することを踏まえ、景観に配慮し、周辺環境と調和する公園としてください。

(イ) 公募対象公園施設は、施設利用者だけでなく公園利用者が快適に利用できる施設・空間とし、公園利用者や歩行者等に対して機能的で安全な動線を確保してください。

(ウ) 公募対象公園施設は、都市公園法、建築基準法、河川法、消防法、航空法、各務原市都市公園条例、各務原市都市景観条例、各務原市屋外広告物条例、その他各種関係法令等の規定に適合する常設の建築物等としてください。また、関係機関等との協議や届出、検査等必要な手続きは遅延なく行ってください。なお、木材を使用した建築物とする際には、極力県産材を使用するようにしてください。

(エ) 公募対象公園施設は、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮してください。

(オ) 施設や夜間照明等の配置及び照度については、周辺環境や安全性に配慮してください。

(カ) 公募対象公園施設を含む都市公園は、公共の用に供する施設であることから、騒音等の発生により他の利用者や周辺住民に迷惑をかけることのないよう配慮してください。

(キ) 施設に必要なインフラ（上下水道、電気等）について、事業対象区域への引き込みは、堤防横断となりますので本市やインフラ管理者で実施する予定ですが、宅内側の整備については、認定計画提出者の負担で整備してください。また、電気等の引き込みについては、インフラ管理者と協議を行い、負担金等が必要となる場合は、認定計画提出者が費用を負担してください。また本公園内でガスを使用する場合は、認定計画提出者でプロパンガス等を準備してください。

(ク) 本市では、令和4年度末から公園全体の造成工事に入り、令和5年度からはインフラ、外構工事を進め、令和6年12月にオープンを予定しています。

②管理運営に関する条件

(ア) 公募対象公園施設は、認定計画提出者が整備し、整備後も所有するものとします。

(イ) 公募対象公園施設の維持管理及び運営は、認定計画提出者の責任で実施するものとし、それに係る費用は認定計画提出者の負担となります。

(ウ) 公園利用者が利用しやすく、安心・安全に配慮した維持管理・運営としてください。

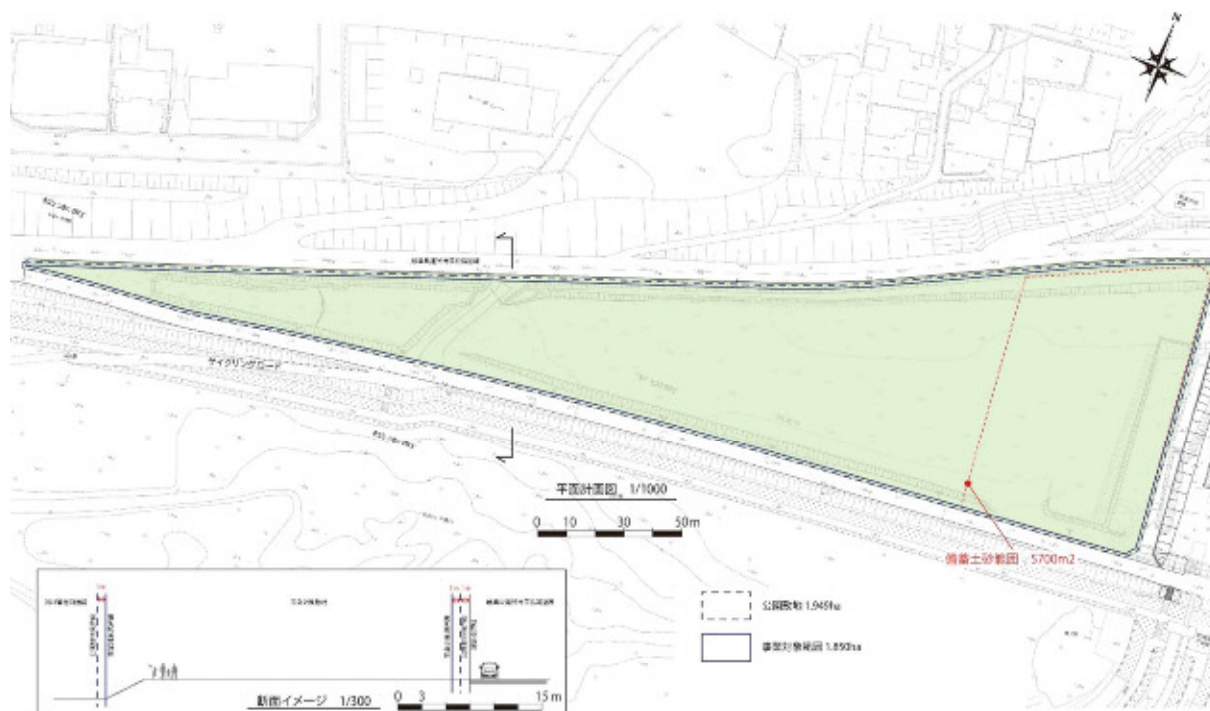
(エ) 公募対象公園施設の運営にあたり実施する事業は、次に該当するものは除きます。

- ・政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが想定される普及宣伝活動等
- ・風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業

- ・騒音や悪臭等、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する団体（以下「暴力団」という）及びその利益となる活動を行う者の活動
 - ・上記のほか、公園利用との関連性が低く、本市が必要とみなすことができないと判断する行為
- (オ) 宅内のインフラ（上下水道、電気、ガス等）施設は、認定計画提出者の負担によって管理・運営を行ってください。

(2) 公募対象公園施設の場所

公募対象公園施設の規模、数量、配置等は認定計画提出者の提案によることとし、下記の事業対象地を「公募対象公園施設が設置可能な区域」としますので、当該区域（1.85ha）内で、適当な設置場所を提案してください。ただし、区域内東側に示している備蓄土砂範囲は、河川で有事の際に土砂の搬出が行われることから、恒久的な施設の建設はできませんが、芝生や砂利など土砂搬出の支障とならないもので整備を行い、利用することは可能です。



【対象区域図（参考資料 1）】

(3) 設置又は管理の開始の時期

公募対象公園施設の設置管理許可は、公募設置等計画認定、設計、設置許可等の必要な業務・手続後となる令和 5 年 12 月頃を予定しています。

(4) 公募対象公園施設の使用料等の額の最低額

各務原市都市公園条例第9条に定められている額から同条例第10条により減免された公募対象公園施設の設置許可使用料の最低額は以下のとおりです。

月間使用料及び対象面積を提案してください。なお、認定計画提出者が本市に支払う際の対象面積は、建築物の範囲以外に、有料施設やカフェ等を設置した際のオープンテラスなど公募対象公園施設の利用者しか利用できない屋外部分の面積も含まれるものとし、設置許可面積の決定は、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容の提出を受け、本市が照査確認します。

オープンテラス等の一般の公園利用者も制約等がなく使用できる施設であれば、使用料は免除とします。

公募対象公園施設の設置許可使用料の下限	46円/㎡・月 以上
---------------------	------------

但し、設置許可期間内において、社会情勢や物価変動等により、各務原市都市公園条例第9条や、同条例第10条が改定され、公募対象公園施設の設置許可使用料の下限が認定公募設置等計画に記載された使用料の額を超えた場合は、公募対象公園施設の設置許可使用料の下限が適用されます。

(5) 特定公園施設の建設に関する事項

認定計画提出者には、公募対象公園施設（便益施設等）の周辺に設置することで、公園利用者の利便性が一層向上するだけでなく、地域の活性化に寄与できるような特定公園施設を整備してください。建設後は本市へ譲渡していただきます。なお、特定公園施設を検討するに当たっては都市公園としての適切な整備水準を備えたものとしてください。

また、事業対象地は、公募対象公園施設と同様の区域となります。

①整備に関する条件

(ア) 特定公園施設のデザインや配置計画は、木曾川の河川空間で整備することを踏まえ、周辺の緑と調和する公園としてください。また、環境負荷低減や建物リサイクル等環境保全に配慮した提案としてください。

(イ) 特定公園施設は、公園利用者が快適に利用できる施設・空間とし、公園利用者や歩行者等に対して機能的で安全な動線を確保してください。

(ウ) 特定公園施設は、都市公園法、建築基準法、河川法、消防法、航空法、各務原市都市公園条例、各務原市都市景観条例、各務原市屋外広告物条例、その他各種関係法令等の規定に適合するものとしてください。また、関係機関等との協議や届出、検査等必要な手続きは遅延なく行ってください。なお、木材を使用した建築物とする際には、極力県産材を使用するようにしてください。

(エ) 特定公園施設は、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮してください。

(オ) 施設や夜間照明等の配置及び照度については、周辺環境や安全性に配慮してください。

(カ) 騒音等の発生により他の利用者や周辺住民に迷惑をかけることのないよう配慮してください。

(キ) 施設に必要なインフラ（上下水道、電気等）について、事業対象区域への引き込みは、堤防横断となりますので本市やインフラ管理者で実施する予定ですが、宅内側の整備については、認定計画提出者が検討を行い、インフラ事業者から求められる整備負担金も含めて特定公園施設の整備費用として検討してください。

(ク) 本市では、令和 4 年度末から公園全体の造成工事に入り、令和 5 年度からはインフラ、外構工事を進め、令和 6 年 12 月にオープンを予定しています。

②設計・建設について

(ア) 園路広場

- ・園内を快適に散策することができるよう整備してください。
- ・イベント空間の場所として広場を整備してください。

(イ) 修景施設

- ・地域性に合った樹種を配置するなど本市の緑化施策に沿った、緑豊かで居心地の良い公園となるよう整備してください。

(ウ) 休養施設

- ・サイクリングロードの拠点として、サイクリストが集えるような休憩室・更衣室を整備してください。また、休憩室にはサイクリングや観光の情報発信スペース、交流スペースを確保してください。

(エ) 遊戯施設・運動施設

- ・様々な方々が利用できる遊戯施設を整備してください。また、遊戯性を備えた運動施設など実施方針にあった施設を積極的に提案してください。

(オ) 便益施設

- ・指定された駐車場出入口に繋がる駐車場をアスファルト舗装 74 台以上、備蓄土砂範囲に芝生や砂利など工作物以外の駐車場 141 台以上整備してください。公募対象公園施設専用の駐車場を設ける場合には特定公園施設から除きますので、ご注意ください。
- ・公園利用者が気軽に使用できるトイレ（最低機能：男子（大 2、小 2）女子（3）、多目的 1（ベビーシート 1））を整備してください。また、公募対象公園施設と一体の建築物として、トイレを整備する場合は、特定公園施設としてトイレを整備する必要ありません。但し、整備費用については本市が支払う負担金の対象となりませんので、ご注意ください。

(カ) 管理施設

- ・駐車場の夜間施錠ができる施設を整備してください。
- ・防犯上必要な照明施設を整備してください。
- ・公園利用者の利便性を高めるため、公園内の施設情報や誘導のための案内サインを整備してください。

(キ) その他

- ・上記以外の施設についても積極的に提案してください。

③本市による特定公園施設の整備費用の負担

- ・本市が負担する費用（税込み）を提案してください。
- ・提案する額は、建設に係る経費とします。
- ・本市が負担する費用は、予算措置として債務負担を設定し、令和 5 年 3 月の各務原市議会に上程する予定です。また、各務原市議会で予算が可決されることを前提とし、令和 6 年度の引き渡し時に対価を支払います。

・本事業にかかる特定公園施設の本市が負担する費用の上限額は以下のとおりです。

■本市が負担する費用の上限額 238,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

・特定公園施設の整備に対する本市の負担額は、特定公園施設の整備に要する費用の見込額に対して9割以下とします。認定計画提出者との設計協議を経て、最終的な計画内容とその工事費内訳を提出いただき、本市が金額を精査確認（数量・単価設定が適切かどうかを確認し、単価は本市が工事発注する際の標準単価や市場単価を参考にします）したうえで、本市と認定計画提出者で協議し決定するものとします。

・特定公園施設の建設工事の着手後、必要があると認められる場合には、本市の承諾を得たうえで計画内容を変更することができます。但し、原則として、本市が負担する額は、認定後の計画協議により、金額が増加した場合においても認定時の金額を上回ることはできません。

・本事業に際して、特定公園施設の整備に要する費用のうち、本市が負担する額に対しては「官民連携型賑わい創出事業（社会資本整備総合交付金）」を活用して国からの支援を受けるにあたって、本市から関連する工事費内訳等の資料を求める場合がありますので、認定計画提出者は協力してください。

（6）利便増進施設の設置に関する事項

①利便増進施設の設置について

利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案してください。設置できる施設は、駐輪場、地域における催しに関する情報提供のための屋外広告物です。

②利便増進施設を設置する場合の公園施設占有使用料

利便増進施設を設置する場合の公園施設占有使用料は以下のとおりです。

■公園施設占有使用料 3,700 円/㎡・年

（7）本市による基盤整備

令和4年度末から公園整備に必要な基盤整備を本市が実施します。整備内容は以下となります。

- ・事業対象地までの上下水道、電気の引込み整備
- ・計画高までの敷地造成整備
- ・公園敷地と事業対象地の間1mに県道から公園利用者を守る安全対策や公園敷地の外へ排水を行うための施設、駐車場出入口の舗装を整備
- ・リバーサイド21西側坂路と繋がる横断歩道と安全施設の整備（公安への要望で許可された場合）

(8) 都市公園の環境の維持及び向上措置

①公募対象公園施設及び利便増進施設について

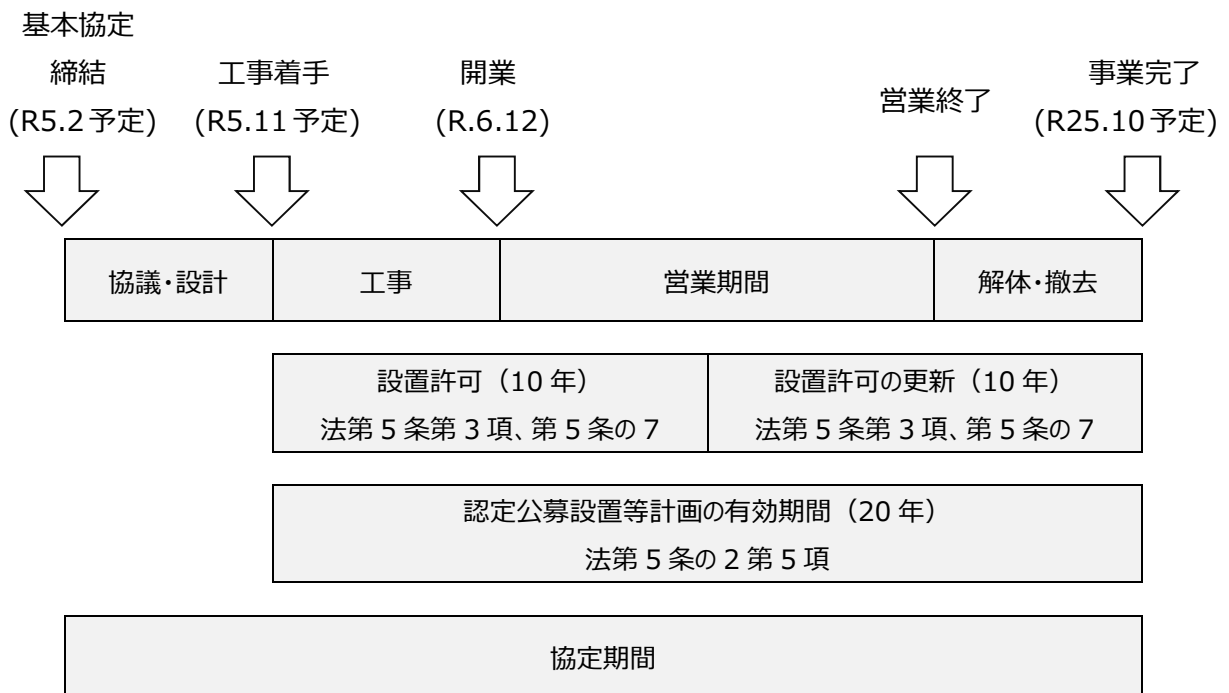
認定計画提出者には、公募対象公園施設及び利便増進施設の日常的な維持管理を行っていただきます。

②特定公園施設及び本市による整備施設について

認定計画提出者には、特定公園施設及び本市による整備施設の日常的な維持管理（改修、修繕を除く）を行っていただく範囲を提案していただきます。なお、提案範囲外については、本市の発注する業務委託で管理を行う予定としております。

(9) 計画の認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、工事着手から 20 年間とします。なお、公募対象公園施設の設置許可期間は、公園の工事着手日から 10 年間としますが、本市は、当該期間内に認定計画提出者から設置許可の更新の申請があった場合は、さらに 10 年間の許可を与えることとします。ただし、設置許可期間には、公募対象公園施設の設置や撤去（原状回復）の期間も含まれます。



【有効期間のイメージ】

3. 公募の実施に関する事項等

(1) 公募への参加資格

① 応募の制限

次の項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。

- ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている法人
- イ 当該法人の設立根拠法に規定する解散または精算の手続きに入っている法人
- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する法人
- エ 応募の日から、公募設置等予定者決定通知日までの間に、各務原市入札参加資格停止措置要綱第 2 条による入札参加資格停止を受け、当該入札参加資格停止期間を経過していない法人
- オ 最近の 2 年間に於いて、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- カ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 4 年法律第 77 号）に規定する暴力団員である事業者または法人でその役員に暴力団に該当する者のいる事業者。
- キ 選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している法人

② 応募者の資格

- ア 応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。
- イ グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人として、代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めてください。
- ウ 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととします。
- エ 応募法人等の内で、特定公園施設の管理・運営業務を実施する法人を定めてください。
- オ 応募法人等の内で、公募対象公園施設及び特定公園施設の設計及び監理業務を実施する法人又は連携する法人を 1 社以上定めてください。当該法人は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることとします。
- カ 応募法人等の内で、公募対象公園施設及び特定公園施設の建設業務を実施する法人又は連携する法人を 1 社以上定めてください。当該法人は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることとします。
- キ 代表法人は公募対象公園施設の整備及び特定公園施設の整備・譲渡について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。
- ク 応募後に構成法人が変更される場合には、速やかに本市に対して変更の申請を行うこととします。

③ 応募条件

応募法人は、他の応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。また、同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。

(2) 提供資料

公募設置等計画の作成にあたっては、以下の資料を参照してください。

参考資料 1：対象区域図

参考資料 2：地質調査結果

参考資料 3：測量結果

参考資料 4：基盤整備計画図（平面図・断面図）

参考資料 5：木曽川周辺整備（前渡地区）基本計画概要版（平成 27 年 3 月）

参考資料 6：木曽川周辺整備（前渡地区）基本計画修正概要版（令和 3 年 3 月）

参考資料 7：各務原サイクリングロード実施設計概要版（令和 3 年 7 月）

参考資料 8：ワークショップ概要資料

(3) 事業破綻時の措置

認定された公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、都市公園法第 5 条の 8 に基づき、認定計画提出者は本市の承認を得て、別の民間事業者に事業を承継させることとします。

(4) 都市開発資金の貸し付けに関する事項

本事業において、「賑わい増進事業資金」（都市開発資金）の活用を検討することができます。

4. 公募の手續きに関する事項等

(1) 日程

項目	時期
公募設置等指針の公示	令和4年9月30日(金)～令和4年11月28日(月)
質問書受付期限	令和4年10月14日(金)午後5時必着
質問書回答	令和4年10月28日(金)
公募設置等計画の受付期限	令和4年11月28日(月)午後5時必着
選定委員会	令和4年12月5日(月)
公募設置等予定者等の通知	令和4年12月上旬頃
河川占用許可(本市施工部分)	令和5年1月頃
本市による基盤整備工事	令和5年2月頃～令和5年10月末
公募設置等計画の認定	令和5年2月中旬頃
基本協定締結	令和5年2月下旬頃
(実施設計～建築確認申請・許可)	(～令和5年6月頃)
特定公園施設譲渡契約締結	令和5年9月頃
河川占用許可(認定計画提出者施工部分)	令和5年10月頃
公募対象公園施設の設置許可	令和5年11月頃
認定計画提出者による工事	令和5年11月頃～令和6年11月末
特定公園施設の管理許可、 公園のオープン、管理運営開始	令和6年12月

(2) 応募手續き

①公募設置等指針の公示

公募設置等指針については、本市ウェブサイトからのダウンロードしてください。

②公募設置等指針に対する質問及び回答

本指針の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。

回答内容については、本指針と同等の効力を持つものとします。

・使用様式

様式 1「質問書」

・受付期間

令和4年9月30日(金)～令和4年10月14日(金)午後5時必着

提出方法：電子メール

※件名は「前渡 P-PFI に関する質問」と記載してください。

メールアドレス：tkoen@city.kakamigahara.gifu.jp

提出先：各務原市 都市建設部 河川公園課

回 答 日 : 令 和 4 年 10 月 28 日 (金)

回 答 方 法 : 本 市 ウェブサイトにおいて、すべての質問及び回答を公表します。

③公募設置等計画等の受付

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等は、以下の注意事項及び公募設置等計画等関係書類一覧に従って提出してください。

なお、受付期間内に受付場所に到着しなかった公募設置等計画は受理しません。

・使用様式

「公募設置等計画等関係書類一覧」の通り（指定のない場合は任意様式）

・受付期間

令和 4 年 9 月 30 日 (金) ～令和 4 年 11 月 28 日 (月) 午後 5 時必着

・受付場所

受付場所 : 各務原市 都市建設部 河川公園課

住 所 : 〒504-8555 各務原市那加桜町 1-69 本庁舎 5F

提出方法 : 受付場所へ持参又は郵送必着でも可

5. 公募設置等計画の書類

(1) 応募書類

応募者は以下の書類を提出してください。提出部数は3部（正本1部、写し2部）とします。

提出書類	様式	内容
1. 応募申込書		
(1) 応募申込書	様式2	
(2) 誓約書	様式3	
(3) 応募資格関係書類		①一級建築士事務所登録を証する書類 ②特定建設業許可通知書の写し
2. 応募関連書類		
(1) 認定計画提出者状況調書	様式4	
(2) 認定計画提出者別経理状況調書	様式5	
(3) 会社約款	様式自由	
(4) 会社概要書	様式自由	
(5) 商業登記謄本及び代表者の印鑑証明書	各種証明書	
(6) 法人税申告書	関係法令に定める様式	直近3事業年度分
(7) 納税証明書の写し（市民税及び消費税等） ※未納がない証明でもよい。	各種証明書	直近3事業年度分

(2) 公募設置等計画関係書類

次に示す事項を項目が分かるように明記のうえ40ページ以内で各項目順に整理し、A3版横ファイルに綴って、10部提出してください。

※ページ枚数は評価の対象ではありませんので、上限に捉われず、分かりやすく、簡潔に提案してください。

※必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。公募設置等計画は、会社名、ロゴマークなど、応募者が特定できる表現を削除したものとしてください。社名が特定できる情報であると判断した場合は、事務局で該当部分を抹消します。

1. 公募設置等計画		内容
・事業提案書表紙		
・目次		
(1) 事業の実 施方針	①事業の実施方針	・事業のコンセプト ・事業の実施方針
(2) 事業の実 施体制	①事業実施体制	・応募法人等の役割分担と実績 ・事業の運営体制、緊急時の連絡体制、人員配置
	②応募法人の財務状況	・応募法人等の財務安定性

(3) 施設の整備計画	①全体計画	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針に基づく整備計画 ・デザイン計画や配置計画 ・安全性に配慮した施設整備計画や動線計画 ・バリアフリーやユニバーサルデザイン、周辺住民などへの迷惑とならないよう配慮した施設計画 ・施設の工事実施の方法、施工計画 ・事業対象区域全体が分かるイメージパース (A3 版 1 枚)
	②公募対象公園施設	<ul style="list-style-type: none"> ・建物正面方向から空間構成がわかるようなアイレベルのイメージパース (A3 版 1 枚) ・公募対象公園施設の図面等
	③特定公園施設	<ul style="list-style-type: none"> ・特定公園施設の図面等 ・特定公園施設的设计積算書
	④利便増進施設 (設置する場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・利便増進施設の図面等
(4) 施設の管理運営計画	①事業運営の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・公募対象公園施設や利便増進施設の管理運営の内容 ・特定公園施設の管理運営の提案範囲及び内容 ・施設の利用に関する事項 (平日・休日の利用者数見込み、利用時間等) ・地域の活性化に寄与できるようなイベント及び広報計画の内容
	②人員配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営時における人員配置の考え方
	③環境保全・維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に伴う環境負荷を低減する取り組み ・周辺への環境 (騒音、振動、臭気、照明) 等への配慮 ・施設の日常的な維持管理の内容
	④緊急時及び平常時の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応計画 ・公園利用者の事故や怪我を未然に防止する取り組み
(5) 事業収支計画	①リスク対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事業撤退時に至ると想定されるリスクと対応方針
	②収支計画の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・投資計画及び収支計画 (様式 6) ・経費削減に対する考え方
(6) 価額提案	①設置許可使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・公募対象公園施設の設置許可使用料の額
	②特定公園施設の整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・特定公園施設の整備費と本市に負担を求める額

(3) 応募書類及び公募設置等計画等作成の注意事項

- ・公募設置等計画等の提出は 1 応募法人（1 応募グループ）1 提案とします。
- ・公募設置等計画等関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画等関係書類を作成してください。
- ・公募設置等計画等関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ・公募設置等計画等関係書類の提出後の変更は認めません。
- ・必要に応じて公募設置等計画等関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。

(4) 事務局

各務原市 都市建設部 河川公園課

担当：立元・大山

住 所：〒504-8555 各務原市那加桜町 1-69 本庁舎 5F

電 話：058-383-1531／FAX：058-383-6365

メールアドレス：tkoen@city.kakamigahara.gifu.jp

(5) 受付時間

公募設置等計画等の受付を含め、すべての事務取扱は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとします。

(6) 審査方法等

①審査の流れ

以下の手順に従って審査します。

ア 第一次審査

提出されたすべての公募設置等計画等について、法第 5 条の 4 第 1 項に基づき、以下の点について審査します。

- ・応募者が、資格等を満たしているかを審査
- ・公募設置等計画の内容が法律、条例等に違反していないことを審査
- ・公募設置等計画が本指針に照らし適切なものであることを審査

公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること

記載すべき事項が示されていること

認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

イ 第二次審査

第一次審査を通過した提案について、「前渡地区木曽川周辺整備事業に係る事業者等評価選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、③で示す評価の基準に沿って審査します。応募者には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの時間、場所等は、事務局から連絡します。

②選定委員会

本市は公募設置等計画の審査にあたり、選定委員会を設置します。

選定委員会では、応募者から提出された公募設置等計画について③の評価項目、内容に基づき審査を行い、各委員の得点を合計して最も高い得点の計画を最優秀提案として、2番目に高い得点の計画を次点提案として選定します。最も高い得点の計画が複数の場合、評価項目「施設の管理・運営計画」の得点が高い計画とし、それでも同点の場合は、評価項目「施設の整備計画」の得点が高い計画を最優秀提案とします。

なお、審査の結果、得点が満点の6割に満たなかった場合失格となり、最優秀提案、次点提案の一方又は両方について、該当案なしとする場合があります。

選定委員会の委員は以下のとおりです。

	氏名（敬称略）	所属・役職名
委員長	今西 良共	岐阜県立国際園芸アカデミー学長
副委員長	川口 暢子	愛知工業大学講師
委員	竹内 幹	ファイナンシャルプランナー
委員	各務 英雄	各務原商工会議所専務理事
委員	堀田 みさ子	各務原市観光協会会長
委員	中村 俊夫	各務原市都市建設部長

③評価の基準

本市は、提出された公募設置等計画について、以下の評価項目に沿って評価を行います。

<評価の項目、内容>

評価項目	審査事項	配点
事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業のコンセプトが、本市のテーマに沿った提案となっているか ・地域や周辺施設と連携し、地域の活性化に資する提案となっているか ・近隣市町と連携し、サイクリングロードの拠点に資する提案となっているか ・憩い・遊び・交流の場として、賑わいや魅力のある提案となっているか 	10
事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するための実行力のある組織体制となっているか ・本事業を円滑に進めるため、業務の運営体制、緊急時の連絡体制、人員配置が具体的に提案されているか ・応募法人等の財務状況は安定しているか 	10
施設の整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針に基づき魅力的な施設計画となっているか ・景観に配慮し、周辺の環境と調和した緑化計画やデザイン計画、配置計画となっているか ・安全性に配慮した施設整備計画や動線計画となっているか ・バリアフリーやユニバーサルデザイン、周辺環境に配慮されているか ・設計、施工の事業スケジュールが適切か 	30

施設の管理・運営計画	<ul style="list-style-type: none"> ・公募対象公園施設、利便増進施設の管理運営について具体的に示されているか ・特定公園施設の管理及び運営の範囲が広く提案され、その内容が具体的に示されているか ・平日・休日の利用者数見込み、利用時間に対して人員配置は適切であるか ・地元の方々など地域や周辺施設と連携した持続可能な管理運営となっているか ・イベントや広報計画が具体的に提案され、地域との連携を図るなど、地域の活性化に寄与できるような計画となっているか ・事業実施に伴う環境負荷低減策が示され、周辺への環境（騒音、振動、臭気、照明）等への配慮がされているか ・施設の維持管理の内容が十分であるか ・公園利用者の事故や怪我を未然に防止する取り組みが提案されているか 	30
事業収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業撤退時に至ると想定されるリスクが抽出され、その対応方針が明確になっているか ・資金計画、収支計画の根拠が明確で、持続的に経営することが可能な提案がされているか ・経費縮減に対する取り組みが提案されているか 	10
価額提案	<ul style="list-style-type: none"> ・公募対象公園施設の設置許可使用料から算定される金額が高額であるか ・本市が負担する特定公園施設の整備費用が低減されているか 	10
合計		100

④結果通知

選定結果は、速やかに応募法人及び応募グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は、本市ウェブサイトで公表します。

⑤選定委員会の委員への接触の禁止等

応募法人等が、最優秀提案及び次点提案選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となります。

また、本指針配布日から公募設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

(7) 公募設置等予定者等の決定

本市は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を公募設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。本市が公募設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは公募設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が公募設置等予定者としての地位を取得します。

(8) 公募設置等計画の認定

本市は、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

(9) 契約の締結等

①基本協定

本市は、認定計画提出者と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。基本協定書（案）は別紙のとおりです。

②設置管理許可

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、公募対象公園施設の設置管理許可を得る必要があります。

③特定公園施設建設譲渡契約

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、本市と「特定公園施設建設譲渡契約」を締結します。特定公園施設譲渡契約書（案）は別紙のとおりです。

(10) 法規制等

提案内容は、都市公園法、建築基準法、河川法、消防法、航空法、各務原市都市公園条例、各務原市都市景観条例、各務原市屋外広告物条例、その他各種関係法令等を遵守してください。

事業の実施に当たり必要な許認可の取得や手続きについては、事業者の負担により実施してください。